

○宮崎大学産学・地域連携センター規則

平成18年3月23日
制 定

改正 平成19年3月22日 平成20年3月25日
平成20年4月17日 平成22年4月26日
平成22年9月22日 平成24年3月29日
平成25年2月28日 平成27年7月23日
平成28年3月25日 平成28年3月25日
平成28年4月28日 平成29年3月23日
平成31年1月24日 令和2年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第13条第3項の規定に基づき、宮崎大学産学・地域連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、宮崎大学（以下「本学」という。）における知的資産の活用を促進し、共同研究等の産学連携事業を推進・支援することにより、地域社会及び産業界の振興に寄与すること、加えて地域連携、生涯学習及び地域人材の育成・確保等に関する取組を推進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 前条の目的を達成するため、センターに次の各号に掲げる部門及び連携研究設備ステーション（以下「部門等」という。）を置き、各業務を行う。

(1) 産学連携部門

- ア 産学連携活動に関する広報、企画立案及び調査研究
- イ 企業等との共同研究及び受託研究の推進
- ウ 大学発ベンチャーの育成及び支援
- エ 企業等への情報の提供
- オ 企業等に対する技術相談、技術指導及び研修の実施
- カ 学内及び他大学等との共同研究等の推進
- キ その他産学連携活動に関する業務

(2) 地域連携部門

- ア 地域連携事業に関する業務
- イ 生涯学習に関する調査・研究
- ウ 公開講座等、生涯学習事業の企画・運営
- エ その他地域連携活動に関する業務

(3) 知的財産部門

- ア 知的財産の創出、管理及び活用に係る計画の基本方針の策定
- イ 知的財産に係る技術移転及び実用化の推進
- ウ 知的財産に関する教育及び人材育成
- エ その他知的財産に関する業務

(4) 地域人材部門

- ア 地域人材の育成・確保に関する業務
- イ 地域人材に関する大学間連携及び産学官連携の推進
- ウ その他地域人材に関する業務

(5) 連携研究設備ステーション

- ア 学内外からの各種受託試験及び測定
- イ 各種分析機器等の維持管理
- ウ 全学的な研究設備の共同利用の推進
- エ その他分析機器等に関する業務

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長

- (3) 部門長 各1人
- (4) 連携研究設備ステーション長
- (5) 専任教員
- (6) 兼任教員 教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部及び工学教育研究部 各2人
- (7) 学部等相談員
- (8) 学部等協力教員
- (9) 学部等協力技術職員
- (10) その他必要な職員

2 前項第6号の委員は、産学連携分野から1人、地域連携分野から1人とする。

(センター長)

第5条 センター長は、センター業務を統括する。

2 センター長は、副学長（産学・地域連携担当）をもって充てる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、各部門等の業務を統括し、センター長を補佐する。

2 副センター長は、専任教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

2 各部門長は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(連携研究設備ステーション長)

第8条 連携研究設備ステーション長は、連携研究設備ステーションの業務を掌理する。

2 連携研究設備ステーション長は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 連携研究設備ステーション長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 連携研究設備ステーション長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第9条 専任教員は、当該部門等の業務を処理する。

2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(兼任教員)

第10条 兼任教員は、産学連携部門又は地域連携部門の業務を補助する。

2 兼任教員は、各学部長及び工学教育研究部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部等相談員)

第11条 学部等相談員は、知的財産部門の業務を補助する。

2 学部等相談員は、知的財産部門長の推薦に基づき、センター長が委嘱する。

3 学部等相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 学部等相談員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学部等協力教員)

第12条 学部等協力教員は、連携研究設備ステーションの業務を補助する。

2 学部等協力教員は、連携研究設備ステーション長の推薦に基づき、センター長が委嘱する。

(学部等協力技術職員)

第13条 学部等協力技術職員は、連携研究設備ステーションの技術業務を補助する。

2 学部等協力技術職員は、連携研究設備ステーション長の推薦に基づき、センター長が委嘱する。

(客員教授等)

第14条 センターに、客員教授及び客員准教授（以下「客員教授等」という。）を置くことができる。

2 客員教授等の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

3 客員教授等の選考に係る事項については、別に定める。

(客員研究員)

第15条 センターに、客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 3 客員研究員の選考に係る事項については、別に定める。

(産学・地域連携推進会議)

第16条 本学の産学連携活動、地域連携活動、知的財産及び地域人材に関する諸課題並びに学術研究の機器分析による支援方策等について審議し、適切な指針及び推進を図るため、また、センターの事業及び運営に関する具体的方策を審議するため、産学・地域連携推進会議を置く。

- 2 産学・地域連携推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(部門長会議)

第17条 センター及び各部門等の事業を円滑に推進するため、産学・地域連携センター部門長会議を置く。

- 2 産学・地域連携センター部門長会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第18条 センターに、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

- 2 センターに置く寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第19条 センターの事務は、研究国際部産学・地域連携課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
 - (1) 宮崎大学地域共同研究センター規則（平成16年4月1日制定）
 - (2) 知的財産本部設置要項（平成16年4月1日制定）

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される改正後の第3条第1号の部門長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に選出される教育学部及び地域資源創成学部の委員、相談員又は兼任教員（以下「委員等」という。）の任期の末日は、当該委員等の任期の規定にかかわらず他学部選出の委員等の任期の末日と同じ日とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。